



令和5年度 新潟市職員採用試験案内

【民間企業等職務経験者】【免許資格職】【技能労務職】

花開く活力、
広がる笑顔、
政令市新潟

令和5年8月14日
新潟市人事委員会

【民間企業等職務経験者】	一般行政、一般行政（国際・中国語）、 土木、土木（水道）、水道事務
【免許資格職】	保育士B
【技能労務職】	給食調理員

第1次試験日：令和5年10月15日(日)

受付期間：令和5年8月14日(月)～9月1日(金)

【電子申請】(原則)

※電子申請ができない方のみ郵送申請可(当日消印有効・持参不可)

1 職種・採用予定人員

区分	職種	採用 予定日	採用予定 人員	主な業務内容
民間企業等職務経験者	一般行政	令和6年 4月1日	10名程度	市全般に係る施策の企画・調整や予算の編成、農業・商業・工業や文化・スポーツの振興、地域福祉、税、保険、年金や環境、戸籍等、行政全般の様々な業務に幅広く従事します。
	一般行政 (国際・中国語)		1名程度	語学力が求められる国際交流業務を主に担当します。文化、経済、観光、教育など多岐にわたる分野で、関係機関や各種団体とも連携しながら、多文化共生と国際交流をより一層深めていく業務に従事します。
	土木		4名程度	道路・公園・橋梁・下水道の建設・改修工事の計画、設計、監督、都市計画の企画や調整、市街地整備等の業務に従事します。
	土木(水道)		1名程度	水道局において、水道施設の計画、工事の設計、監督、管路の維持管理等の業務に従事します。
	水道事務		1名程度	水道局において、水道事業全般に係る施策の企画・調整や水道事業経営、予算の編成、人事管理、水道事業会計経理、料金システム関係事務、水道料金関係事務、工事関係事務、庶務関係事務等、水道事業全般の様々な業務に幅広く従事します。
免許資格職	保育士B		4名程度	市立保育園等において園児一人ひとりの発達に応じた援助指導、子育て支援としての保育に関する相談や助言等の業務に従事します。
技能労務職	給食調理員		2名程度	市立保育園等の給食調理業務、食材の発注に係る事務等の業務に従事します。

(注)1：採用予定人員については、欠員等の状況によって増減する場合があります。また、試験結果によって合格者数が採用予定人員を下回る場合があります。

2：受験申込みは、1 職種に限ります。同一の試験日に本市が実施する他の職種の採用試験と重複して受験申込みすることはできません。複数の職種に受験申込みを行った場合、申込みを行った全ての職種の受験ができなくなる場合があります。

3：受験申込み後は、職種の変更はできません。

2 受験資格

次の(1)から(3)までの全ての要件を満たす者

(1) 下記それぞれの職種の受験資格に該当する者

区分	職種	受験資格
民間企業等職務経験者	一般行政	昭和 38 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者で、 <u>民間企業等での職務経験が直近 5 年中 3 年以上ある者</u>
	一般行政 (国際・中国語)	昭和 38 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者で、次のいずれにも該当する者 ア <u>民間企業等での職務経験が直近 5 年中 3 年以上ある者</u> イ <u>民間企業等で中国語による通訳・翻訳・交渉等の業務に携わった経験がある者</u>
	土木	昭和 38 年 4 月 2 日から平成 5 年 4 月 1 日までに生まれた者で、 <u>新潟県外に本社を置く民間企業等において、 土木工事の設計、施工管理に関する職務経験が直近 7 年中 5 年以上ある者</u>
	土木(水道)	
	水道事務	昭和 38 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者で、 <u>民間企業等での職務経験が直近 5 年中 3 年以上ある者</u>
免許資格職	保育士 B	昭和 59 年 4 月 2 日から平成 11 年 4 月 1 日までに生まれた者で、 保育士登録を受けている者、又は保育士となる資格を有し令和 6 年 3 月 31 日までに 保育士登録を受ける見込みの者 (<u>保育士となる資格を取得見込みの者は不可</u>)
技能労務職	給食調理員	昭和 38 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までに生まれた者で、次のいずれかに該当する者 ア <u>調理師免許を有する者 (令和 6 年 3 月 31 日までに取得見込みを含む)</u> イ <u>集団給食施設において調理業務に携わった経験がある者</u>

(注) 1：「直近 5 年中 3 年以上」及び「直近 7 年中 5 年以上」の職務経験については、令和 5 年 7 月 31 日現在とします。必ず「【受験資格上の職務経験について (保育士 B、給食調理員は除く)】」(3 ページ)をご覧ください。

2：一般行政(国際・中国語)の「イ 民間企業等で中国語による通訳・翻訳・交渉等の業務に携わった経験」については、時期・期間は問いません。必要とされる中国語能力の目安として、新HSK筆記試験6級合格・口頭試験高級受験レベルまたは中国語検定2級以上または同程度の能力を求めます。

3：給食調理員の「イ 集団給食施設において調理業務に携わった経験」については、時期・期間は問いません。集団給食施設とは、営業以外の場合で学校、病院、福祉施設等において継続的に不特定又は多数の者に食事を提供する施設のことをいいます。調理業務とは、包丁や鍋等を使用し直接食品を調理する作業をいい、盛付や洗浄のみの場合は含みません。(正社員・派遣社員・契約社員・パートなどの雇用形態は問いません)

4：給食調理員の第1次試験合格者で、受験資格アに該当する者は、受験資格に関する書類(調理師免許証の写し、卒業(見込)証明書、調理師登録済証明書等)を提出していただきます。詳細は、第1次試験の合格発表時に市ホームページに掲載します。

5：保育士Bの第1次試験合格者には、受験資格に関する書類(資格証明書・登録証の写し等)を提出していただきます。詳細は、第1次試験の合格発表時に市ホームページに掲載します。

6：民間企業等職務経験者の最終合格者には、職歴証明書等を提出していただきます。詳細は、最終合格通知に同封する書類を確認してください。

7：受験資格がないことが明らかになった場合は合格を取り消します。判明時点以降、当該試験の受験を続けることはできません。最終合格発表後に判明した場合も、合格を取り消します。

(2) 次のいずれかに該当する者（採用予定日前日までに取得見込みの者を含む）

- ア 日本国籍を有する者
- イ 出入国管理及び難民認定法による永住者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

(3) 次のいずれにも該当しない者

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 新潟市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

【受験資格上の職務経験について（保育士B、給食調理員は除く）】

(1) 「直近5年中3年以上」、「直近7年中5年以上」について

- ① 「直近5年」とは、平成30年8月1日～令和5年7月31日、「直近7年」とは、平成28年8月1日～令和5年7月31日のことをいいます。この期間外の職務経験は、受験資格に該当しません。
- ② 「3年以上」、「5年以上」について、同一企業等での職務経験に限らず、複数の職務経験を合算して「3年以上」、「5年以上」となれば受験資格に該当します。

(2) 職務経験について

- ① 「職務経験」には、会社員、公務員、契約社員、派遣社員、アルバイト等として同一企業等で週29時間以上の勤務を、1年以上継続して就業していた期間が該当します（勤続1年未満の場合は、該当しません）。
なお、土木・土木（水道）は、新潟県外に本社を置く民間企業等において、「2 受験資格」（2ページ）に記載の職務に就業していた期間のみが該当します。

土木・土木（水道）のみ該当

【本社所在地と勤務地について】

実際の勤務地や居住地は関係なく、勤務先の企業等の本社、本拠地が新潟県外にあるかどうかが判断の基準になります。本社が複数ある等、受験資格に疑義がある場合は新潟市人事委員会事務局までお問い合わせください。

【例1】勤務地が県内、本社の所在地が県外の企業等で5年以上の職務経験 → 受験資格 有

【例2】勤務地が県外、本社の所在地が県内の企業等で5年以上の職務経験 → 受験資格 無

② 職務経験に算入することができるもの

ア 契約社員や派遣社員として、同じ契約先や派遣先の企業等に週29時間以上で1年以上、継続して勤務していれば、職務経験として算入できます。雇用契約満了後、一定期間後に再度同じ企業等と雇用契約を結び勤務する場合は、継続して勤務しているものとはみなしません。同じ企業等に継続して1年以上勤務していない場合は、職務経験として算入できませんので、ご注意ください。

イ JICA（独立行政法人国際協力機構）が実施する青年海外協力隊等の国際貢献活動は職務経験に算入することができます。ただし、派遣期間が証明できる書類の提出が必要となります。

ウ 産前産後休業、育児休業、介護休業、育児短時間勤務期間は、職務経験として通算できます。

エ 元の会社に籍を置いたままの出向であれば、出向先の勤務期間も通算できます。退職派遣等、一度退職しているような場合は通算できません。

オ 会社名が変更されていても、その会社が元は同一であり、本人がその会社に継続して勤務していれば通算できます。

カ 一般行政・一般行政（国際・中国語）・水道事務の場合、平成30年7月31日以前から継続している職務で、かつ1年以上継続しているものについては、平成30年8月1日以降の期間に限り、職務経験に算入できます。

(例)H27.4.1～H31.3.31の職務経験 → H30.8.1～H31.3.31の8か月を職務経験に算入できます。

キ **土木・土木（水道）の場合**、平成 28 年 7 月 31 日以前から継続している職務で、かつ 1 年以上継続しているものについては、平成 28 年 8 月 1 日以降の期間に限り、職務経験に算入できます。

(例) H27. 4. 1～H31. 3. 31 の職務経験 → H28. 8. 1～H31. 3. 31 の 2 年 8 か月を職務経験に算入できます。

(3) 計算方法について

- ① 原則、月の初日から末日まで勤務した場合を、1 か月とします。
- ② 月の途中から勤務した場合は、翌月の同日 1 日前までを 1 か月として、残りの日数が〇〇日間となります。
(例：1 月 10 日から 10 月 25 日 ⇒ 9 か月 16 日間)
- ③ 月の途中まで勤務した場合は、勤務最終月の初日から勤務した日までが〇〇日間となります。
(例：4 月 1 日から 12 月 20 日 ⇒ 8 か月 20 日間)
- ④ 職務経験が複数の場合は合算することができます。なお、同一期間内に複数の業務に従事した場合は、いずれか一方のみの職務経験に限ります。職務経験期間の合計は、12 か月を 1 年、30 日間を 1 か月として計算します。各期間を合計した後、30 日未満の期間については切り捨ててください。
(例：3 年 2 か月 25 日間 + 2 年 3 か月 20 日間 (⇒5 年 5 か月 45 日間) ⇒ 5 年 6 か月)
- ⑤ 職務経験期間の合計 (□年△か月) を、申込み時に入力してください。申込み方法等の詳細は 10 ページから 11 ページ「10 受験手続」「11 受験申込み上の注意」をご覧ください。

(4) 在職期間が不明の場合について

前勤務先に問い合わせるか、公的年金、雇用保険の加入期間を確認する等して、必ず把握してください。

(5) 職歴証明書等について

- ① 最終合格発表後、職務経験の確認のため、職歴証明書等を提出していただきますので、必ずご提出ください。なお、申込み職種に必要な職務経験が確認できなかった場合は、採用されません。
- ② 勤務先の合併等の理由で職歴証明書が提出できない場合は、雇用時の契約書類や雇用保険受給資格者証等、職務経験が証明できる書類を提出していただきます。

3 試験内容・試験日・試験会場

試験の日時や会場の詳細は受験票で指定しますので、必ず確認してください。**指定された試験日時・会場を変更することはできません。**なお、日程や会場は変更する場合があります。その場合、市ホームページや新潟市人事委員会事務局 Twitter で事前にお知らせします。

第 2 次 (3 次) 試験は、第 1 次 (2 次) 試験合格者に対し実施します。日程等の詳細は、各試験の合格発表時、市ホームページに掲載します。

(1) 一般行政

試験段階	日程	試験内容	試験会場
第 1 次試験	10 月 15 日 (日) (入場時間) 午前 9 時 00 分～午前 9 時 30 分 (終了予定時間) 正午頃	・教養試験 大学卒業程度の一般知識などを問う筆記試験	新潟会場又は 東京会場から選択 ※会場の詳細は、受験票で指定します。
第 2 次試験	11 月 4 日 (土)、5 日 (日)のうち 指定する 1 日	・個別面接試験 (1 回)	新潟市役所本館
第 3 次試験	11 月 19 日 (日) 12 月 16 日 (土)、17 日 (日)のうち 指定する 1 日	・論文試験 1, 200 字程度、60 分の記述試験 ・適性検査 ・個別面接試験 (2 回)	

(2) 一般行政(国際・中国語)

試験段階	日程	試験内容	試験会場
第1次試験	10月15日(日) (入場時間) 午前9時00分～午前9時30分 (終了予定時間) 午後3時30分頃	・教養試験 大学卒業程度の一般知識などを問う筆記試験 ・専門試験 業務に必要な語学力についての筆記試験※辞書の持ち込み可(電子辞書を除く)	新潟会場又は 東京会場から選択 ※会場の詳細は、受験票で指定します。
第2次試験	11月5日(日)	・論文試験 1,200字程度、60分の記述試験 ・適性検査	新潟市役所本館
	11月25日(土)、26日(日)のうち 指定する1日	・個別面接試験(2回) ※一部、中国語で実施	

(3) 土木、土木(水道)

試験段階	日程	試験内容	試験会場
第1次試験	10月15日(日) (入場時間) 午後0時30分～午後1時 (終了予定時間) 午後3時30分頃	・専門試験 大学卒業程度の専門的知識などを問う 筆記試験	新潟会場又は 東京会場から選択 ※会場の詳細は、受験票で指定します。
第2次試験	11月5日(日)	・論文試験 1,200字程度、60分の記述試験 ・適性検査	新潟市役所本館
	11月25日(土)、26日(日)のうち 指定する1日	・個別面接試験(2回)	

(4) 水道事務

試験段階	日程	試験内容	試験会場
第1次試験	10月15日(日) (入場時間) 午前9時00分～午前9時30分 (終了予定時間) 正午頃	・教養試験 大学卒業程度の一般知識などを問う筆記試験	新潟会場又は 東京会場から選択 ※会場の詳細は、受験票で指定します。
第2次試験	11月5日(日)	・論文試験 1,200字程度、60分の記述試験 ・適性検査	新潟市役所本館
	11月25日(土)、26日(日)のうち 指定する1日	・個別面接試験(2回)	

(5) 保育士B

試験段階	日程	試験内容	試験会場
第1次試験	10月15日(日) (入場時間) 午後0時30分～午後1時 (終了予定時間) 午後3時30分頃	・専門試験 専門的知識を問う筆記試験	新潟会場又は 東京会場から選択 ※会場の詳細は、受験票で指定します。
第2次試験	11月5日(日)	・論文試験 1,200字程度、60分の記述試験 ・適性検査	新潟市役所本館
	11月18日(土)、19日(日)のうち 指定する1日	・個別面接試験(2回)	

(6) 給食調理員

試験段階	日程	試験内容	試験会場
第1次試験	10月15日(日) (入場時間) 午後0時30分～午後1時 (終了予定時間) 午後3時30分頃	<ul style="list-style-type: none"> ・業務適性検査 実務的な業務において、処理を集中して早く正確に行えるかをみる検査 (出題形式・試験時間) 択一式・60問・20分 ・作文試験 800字程度、60分の記述試験 ・適性検査 	新潟会場 ※会場の詳細は、受験票で指定します。
第2次試験	12月3日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・個別面接試験(1回) ・実技試験(調理) 	新潟市内 ※会場の詳細は、受験票で指定します。

(7) 第1次試験(教養試験・専門試験)の出題分野、出題形式及び試験時間

区分	職種	出題分野	出題形式 試験時間
教養試験	一般行政	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題	択一式 40問全問解答 120分
	一般行政 (国際・中国語)		
	水道事務		
専門試験	一般行政 (国際・中国語)	業務に必要な中国語の能力に関する問題 ※辞書の持ち込み可(電子辞書を除く)	記述式 ①中国語による作文 (1問) ②中文和訳(1問) ※①と②で120分
	土木 土木(水道)	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む)、材料・施工	択一式 30問全問解答 120分
	保育士B	社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む)、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健 ※障がい児保育については、上記のいずれかの分野で出題することがあります。	択一式 30問全問解答 90分

<参考>配点と最終合格までの流れ

職種	第1次試験			第2次試験			第3次試験		
	教養試験	専門試験	合計	面接試験	論文試験	合計	面接試験	論文試験	合計
一般行政	120	—	120	80	—	80	280	70	350
一般行政(国際・中国語)	80	120	200	350	70	420			
土木 土木(水道)	—	120	120	280	70	350			
水道事務	120	—	120	280	70	350			
保育士B	—	120	120	240	60	300			

職種	第1次試験			第2次試験		
	業務適性 検査	作文 試験	合計	面接 試験	実技 試験	合計
給食調理員	60	40	100	160	100	260

- (注)1：第2次試験の合格者は第2次試験の結果のみにより決定します(第1次試験の結果は反映されません)。
 2：第3次試験の合格者は第3次試験の結果のみにより決定します(第1次及び第2次試験の結果は反映されません)。
 3：各試験において一定の基準に達しない場合は、他の成績にかかわらず不合格となります。
 4：各試験において1回でも欠席した場合は、辞退したものとみなします。

4 合格発表

試験段階	職種	日時	方法
第1次試験	給食調理員以外	10月25日(水) 午後3時5分(予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページに合格者の受験番号を掲載 ・新潟市役所上大川前庁舎に合格者の受験番号を掲示 <p>※郵送による通知は、<u>最終合格者のみに</u>行います。</p>
	給食調理員	11月2日(木) 午後3時5分(予定)	
第2次試験	一般行政	11月10日(金) 午後3時5分(予定)	
	保育士B	11月27日(月) 午後3時5分(予定) ※最終合格発表	
	一般行政(国際・中国語) 土木 土木(水道) 水道事務 給食調理員	12月11日(月) 午後3時5分(予定) ※最終合格発表	
	第3次試験	1月12日(金) 午後3時5分(予定) ※最終合格発表	

- (注) 1：合格発表日は、状況により変更する場合があります。
 2：市ホームページへの合格者の受験番号の掲載は、システムの都合上掲載に時間がかかることがあります。
 3：第2次試験及び第3次試験の日程や必要書類は、合格発表時に市ホームページに掲載します。必要書類が入手できない場合は、新潟市人事委員会事務局までご連絡ください。
 4：最終合格者への郵送による通知について、郵便事故等により延着や不着の場合もあり得ますので、合否については、ホームページ等でも必ず確認してください。
 5：電話での合否の照会には応じられません。

5 合格から採用まで

- 最終合格者は、職種ごとに成績順に採用候補者名簿に登載されます。その後、任命権者(市長、水道事業管理者)が各職種の欠員の状況に応じて、採用候補者名簿に登載された人を成績順に採用します。なお、この採用候補者名簿の有効期間は、原則として最終合格発表日から令和6年4月1日までです。
- 採用辞退者が出た場合等に採用される人(「採用待機者」といいます。)も最終合格者とする場合があります。合格発表の際、採用待機者の受験番号は、市ホームページ等には掲載せず、別途通知文でお知らせします。ただし、採用待機者は、採用辞退者の状況等に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。
- 受験資格を満たしていないことが判明した場合や、資格又は免許の取得(登録)を要件としている職種を取得(登録)見込みで受験して、取得(登録)できない場合は合格を取り消します。
- 採用は全て条件付きであり、採用後6か月を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。
- 採用予定日は原則として令和6年4月1日です。ただし、欠員等の状況により、その前に採用される場合があります。
- 年齢・経験にかかわらず、係員として採用されます。

6 試験結果の情報提供について

この試験の不合格者は、試験の結果について、次のとおり閲覧することができます。閲覧を希望する場合は、受験者本人がマイナンバーカード、運転免許証、又は健康保険被保険者証を必ず持参のうえ直接閲覧場所へお越しください。なお、電話等では情報提供できません。

対象者	閲覧できる内容	閲覧場所
第1次試験の不合格者	第1次試験の各試験の得点、総合得点及び順位	新潟市人事委員会 事務局 (新潟市役所 上大川前庁舎1階)
第2次試験の不合格者	第1次試験及び第2次試験の各試験の得点、総合得点及び順位	
第3次試験の不合格者	第1次試験、第2次試験及び第3次試験の各試験の得点、総合得点及び順位	

(注)1：平日（午前8時30分～午後5時30分）のみの対応です。土・日曜日、祝日及び年末年始は対応できません。

2：閲覧できる期間は、各合格発表後から令和6年4月1日までです。ただし、採用待機者で採用されなかった場合、閲覧期間は、令和6年4月2日から令和7年3月31日までです。

7 給与（令和5年4月1日現在）

採用された職員の初任給は職種や経験によって異なりますが、概ね下記のとおりです（地域手当を含む）。また、職務経験等により、一定の基準に基づいて下記の金額に加算される場合があります。このほかに期末・勤勉手当や、状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。

《参考例》

職種	民間企業等職務経験者 (一般行政・一般行政(国際・中国語)・ 土木・土木(水道)・水道事務)		免許資格職 (保育士B)	技能労務職 (給食調理員)	
	大卒後、 職務経験(※1)が 8年間ある場合	大卒後、 職務経験(※1)が 18年間ある場合	短大卒後、 職務経験(※1)が 5年間ある場合	高校卒業 (令和6年3月卒業)	高卒後、職務経験が 8年間ある場合
初任給	250,702円	285,310円	219,493円	155,530円	191,889円

※1 採用される職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間

※2 初任給には上限があります。

(民間企業等職務経験者 313,223円) (免許資格職 254,204円) (技能労務職 242,462円)

8 勤務時間・休暇

(1) 勤務時間について

原則として、月曜日から金曜日の、午前8時30分から午後5時15分（休憩時間は正午から午後1時）までです（配属先により午前8時45分から午後5時30分までの勤務となる場合もあります）。ただし、変則勤務（土、日、祝日勤務）等取扱いの異なる職場もあります。

(2) 休暇等について

休暇制度には、年次有給休暇があり、年度で最大20日付与されます。使用しなかった日数は、翌年度に20日を限度として繰り越すことができます。

このほか、特別休暇（結婚、出産、忌引、夏季等）、育児休業制度、介護休暇制度等があります。

9 日本国籍を有しない職員の担当職務について

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、本市では「外国籍の職員の任用に関する要綱」を定め、日本国籍を有しない職員の職務には、次のような制限があります。

(1) 「公権力の行使にあたる業務」には従事できません。

「公権力の行使にあたる業務」とは、概ね次のとおりです。

- ① 市民の権利や自由を制限する業務
- ② 市民に義務や負担を課す業務
- ③ 市民に対して強制力をもって執行する業務

(2) 「公の意思形成に参画する職」には従事できません。

「公の意思形成に参画する職」とは、新潟市の行政において企画、立案、決定等に関与する職で、具体的には、新潟市事務専決規程で定める専決権を有する課長相当以上の職や、新潟市の基本政策（基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等）に携わる職が該当します。

10 受験手続

申込み方法は、原則「電子申請」です。電子申請ができない方は(3)をご覧ください。

(1) 電子申請による申込み方法

以下の手順に従い、新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）からお申込みください。

<p>手続きに必要なもの</p>	<p>①パソコン又はスマートフォン（インターネットに接続可能で、本人専用の電子メールアドレスが必要） ※注意・特定のメールアドレスは入力できません。 （@がない、@の直前に「.」（ドット）、「.」（ドット）が連続等） ・返信は『no-reply@city.niigata.lg.jp』のメールアドレスから送信されますので、事前に迷惑メール設定等を解除してください。 ・利用環境の詳細は下記の URL 又は二次元コードからご確認ください。 <URL>https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/portal/requirement</p>  <p>②受験票の PDF ファイルを A4 サイズで印刷できる環境</p>
<p>受付期間</p>	<p>8月14日(月)から9月1日(金)まで</p>
<p>申込み手順</p>	<p>①「試験案内」を読む。 「令和5年度 新潟市職員採用試験案内【民間企業等職務経験者】【免許資格職】【技能労務職】」を最後まで読んでから、次の手続にお進みください。</p> <p>②インターネットの利用環境を確認する。 上記の『手続きに必要なもの』を全て満たしている環境であることを確認してください。</p> <p>③新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）の利用者登録を行う。 <URL> https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/portal/home ※既に登録済の方は④に進んでください。</p>  <p>④新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）にログインし、「申請できる手続き一覧」から「個人向け手続き」をクリックする。</p> <p>⑤申込み手続きを検索する。 キーワード検索に「【民間企業等職務経験者】【免許資格職】【技能労務職】令和5年度 新潟市職員採用試験受験申込み」を入力し、申込画面を表示させる。（5は半角で入力ください）</p> <p>⑥申込み画面に入力する。 必要事項を入力して「申請内容の確認」ページで入力内容に誤りがないことを確認し、問題なければ「申請する」ボタンをクリックしてください。</p> <p>『申請の完了』画面が表示されましたら申込みは以上です。</p>
<p>申込み後の流れ</p>	<p>①受付完了メールが届く。 申込みが完了すると間もなく、申請が市に到達したことをお知らせする自動送信メールが届きます。 ※注意・15分以上経ってもメールが届かない場合は、利用者登録したメールアドレスに誤りがないか、ご確認ください。 ・確認する場合、新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）にログインし、マイページから「利用者情報の照会・変更」の「メールアドレスの変更」ページにアクセス後、登録済のメールアドレスをご確認ください。</p> <p>②交付完了メールが届く。 9月25日(月)から10月6日(金)までの間に、受験票交付をお知らせするメールが届きます。ただし、申込内容に修正や確認事項がある場合には「再申請」のメールが届く場合もあります。その場合は依頼の内容に従ってください。</p> <p>③受験票を印刷する。 交付完了メール到達後、マイページにアクセスして、ダウンロード期間内に受験票（PDF）をダウンロードし、印刷してください。 ※受験票は交付完了メールには添付されません。</p>

(2) 申込みの入力内容について

氏名、生年月日、受験職種等を入力してください。申請画面を開いてから 60 分以上経過すると、自動的にタイムアウトになりますのでご注意ください。なお、一般行政（一般行政（国際・中国語）は除く）を受験する方は、下記項目についても入力してください（面接資料として使用します）。その際は事前に下記入力内容をメモ等に控えるか、パソコン等で文章を保存しておき、コピー、貼り付けするなどして、時間内に入力できるようにしてください。

<一般行政のみ入力する項目> 【一般行政（国際・中国語）は入力不要】

1. セールスポイント（20 文字以内）
2. 改善したいところ（20 文字以内）
3. 趣味・特技（20 文字以内）
4. 日頃心がけていること（20 文字以内）
5. 志望動機（250 文字以内）
6. あなたがこれまでの職務経験を通じて培った能力・知識等はどのようなものか、それをどのように公務に活かせるか（250 文字以内）

(3) 電子申請ができない方について

8月25日（金）までに、新潟市人事委員会事務局までご連絡ください。状況等を確認したうえで、郵送申請に必要な書類について、個別にご案内いたします。

郵送申請での受付期間も9月1日（金）まで（当日消印有効・持参不可）です。必要書類のやり取りに時間を要しますのでできるだけ早めにご連絡ください。


11 受験申込み上の注意

- (1) 申込み内容が事実と異なる場合には、合格を取り消すことがあります。
- (2) 入力漏れがある場合は受け付けません。
- (3) 緊急連絡先は、緊急の場合に、受験者本人に代わり連絡が取れる電話番号を入力してください。
- (4) 学校名は最終学歴だけでなく、**高等学校以降の直近の学歴**を入力してください。
- (5) 現在働いている人は、雇用形態にかかわらず「現在の勤務状況」を入力してください。「その他」を選択した場合、契約社員、派遣社員、アルバイト等の身分を入力してください。
- (6) 第1次試験会場について、新潟会場か東京会場を選択してください（給食調理員は新潟会場のみ）。**申込み後は変更できません。**
- (7) 保育士Bを受験する方は、保育士登録年月について、登録済の方は「登録年月」を、登録見込みの方は「保育士資格取得年月」を入力してください（**保育士資格を取得見込みの方は申込みできません。**）。
- (8) 給食調理員を受験する方は、受験資格を満たす条件を選択してください。選択した条件に応じて、各項目を入力してください。
- (9) 一般行政（国際・中国語）を受験する方は、民間企業等で中国語により従事した業務を選択してください。
- (10) 職務経験について
 - ア 勤務先数を選択してください。（保育士Bを受験する方は入力不要。）
 - イ 勤務先名、在職期間、勤務区分、職務内容を**直近の勤務先から順に**、アで選択した勤務先数分入力してください（**土木・土木（水道）は勤務先名欄に本社所在地の都道府県も入力してください。**）なお勤務先数が5か所以上の場合、5か所目以降は**1つの欄に箇条書き**で入力してください。
 - ウ 職務経験期間の合計を入力してください。職務経験期間については、【**受験資格上の職務経験について（保育士B、給食調理員は除く）**】（3ページから4ページ）をご覧ください。
- (11) 申請内容の修正や取消を行いたい場合、『新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）』から直接取下げを行わず、必ず人事委員会事務局までご連絡ください。
- (12) 提出された書類の返却、写しの交付等はしません。また、提出後の書類を修正することはできません。
- (13) 受験に際して取得した個人情報、採用試験及び任命権者（市長等）が行う採用事務以外には使用しません。

また、会計年度任用職員等の採用試験の試験案内等を送付する目的で、任命権者（市長等）から受験申込み時の個人情報の提供を人事委員会に求められた場合には、本人の同意がある場合に限り提供します。個人情報を提供するかどうかについては、同意の有無を選択してください。なお、同意の有無は、採用試験の合否には一切影響しません。

12 第1次試験の受験に必要なもの

10月15日(日)の筆記試験に必要なものは下記のとおりです。

受験票	<p>①受験票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10ページを参照し、印刷してください。10月6日(金)までに用意できない場合は、新潟市人事委員会事務局までご連絡ください。
提出書類	<p>②宣誓書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必ず署名してください。 ・写真(縦4cm・横3cm程度、裏面に受験番号と氏名を記入)を貼付してください。 ・様式(A4用紙・片面印刷)は、下記のURLもしくは二次元コードからダウンロードするか、試験案内に添付された用紙をご利用ください。 <p>《令和5年度試験案内》</p> <p>https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/soshiki/saiyo/shokuinsaiyo/syokuinsaiyoannai/shikenannai/2023shikenannai/index.html</p> 
その他 持参するもの	<p>③HBの鉛筆数本(シャープペンシルは使用できません)</p> <p>④消しゴム</p> <p>⑤時計(計時機能だけのものに限る)</p> <p>⑥上履きと下足用袋(不要となる会場もあります)</p> <p>—以下、一般行政(国際・中国語)のみ—</p> <p>⑦昼食</p> <p>⑧辞書(電子辞書を除く)</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類は、黒の消せないボールペン又は万年筆で記入してください。 ・提出書類に不備がある場合や、必要なものを忘れた場合は、受験できないことがあります。 ・提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合、合格後であっても、合格を取り消す場合がありますので、必ず事実を記載してください。 ・提出された書類の返却、写しの交付等はしません。また、提出後の書類を修正することはできません。

13 第1次試験の受験にあたっての注意事項

- (1) 第1次試験当日は、受験票に記載された時間までに試験会場へお越しください。遅刻者は受験できません。
- (2) 第1次試験当日の服装については、スーツ・ネクタイを着用する必要はありません。試験会場は換気のため、適宜、窓やドアなどを開けます。受験時の体調や気温等に合わせて、温度調節のしやすい服装でお越しください。
- (3) 試験会場内の下見はできません。また、試験当日、会場に電話等で直接問い合わせることを禁止します。
- (4) 特別な事情がある場合を除き、送迎も含め、自家用車での来場は禁止します。公共交通機関のご利用をお願いします。近隣の迷惑となりますので、路上駐車や近隣店舗等への駐停車も絶対にしないでください。
- (5) スマートフォン、携帯電話、スマートウォッチの使用は禁止します(マナーモードや時計としての利用も禁止します)。試験中は電源を切ってください。
- (6) 当日の体調等により別室にて受験していただく場合があります。
- (7) ゴミは必ずお持ち帰りください。
- (8) 試験会場の敷地内及びその周辺は全て禁煙です。
- (9) 試験中に災害等不測の事態が発生した場合は、試験官等の指示に従ってください。
- (10) 試験当日の注意事項を10月13日(金)までに市ホームページに掲載します。10月14日(土)及び15日(日)にかけて災害等により、やむを得ず試験日程、開始時間、試験会場等を変更する場合は、市ホームページ、新潟市人事委員会事務局Twitterにてお知らせします。第1次試験当日及び前日のお問い合わせは、新潟市役所コールセンター(電話:025-243-4894、午前8時～午後9時)へお願いします。

《新潟市職員採用試験総合案内ホームページ》

《新潟市人事委員会事務局 Twitter》



14 受験上の配慮が必要な場合

試験会場での車いすの使用等、受験にあたり特別な配慮を必要とする方は、受験申込みの際、通信欄にその旨を入力の上、9月1日（金）午後5時30分までに新潟市人事委員会事務局までご連絡ください。

新潟市職員採用試験は、皆さんの申込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金が使われています。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込みをした方は必ず受験するようお願いします。

新潟市人事委員会事務局

〒951-8068 新潟市中央区上大川前通8番町1260番地1（市役所上大川前庁舎1階）

電 話 025-226-3515（直通）

F A X 025-228-3999

メール personnel.cs@city.niigata.lg.jp

開庁日 平日（午前8時30分～午後5時30分）のみ。

※土・日曜日、祝日及び年末年始は対応できません。

新潟市職員採用試験総合案内

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/soshiki/saiyo/shokuinsaiyo/syokuinsaiyoannai/>

